

令和5年度昭和村職員採用候補者試験公告

昭和村公告第18号
令和4年11月16日
福島県昭和村

福島県昭和村職員採用候補者試験を次により行います。

試験職種	一般事務（高卒程度）	
採用予定人員	1～2名程度	
受験資格	昭和62年4月2日以降に生まれた者で高校を卒業した者。 ※令和5年3月末までに卒業見込みの者を含む。	
受験申込期間	令和4年11月18日から、令和4年12月16日まで (令和4年12月14日までの消印有効)	
試験の方法	教養試験・小論文・適性検査（事務・職場）・個別面談	
試験期日	令和5年1月8日(日)	・受付 8:30 ～ 8:45 ・日程説明 8:45 ～ 9:00 ・教養試験 9:10 ～ 11:10 ・小論文 11:15 ～ 12:15 ・休憩 12:15 ～ 13:15 ・適性検査 13:30 ～ 14:15 ・個別面談 14:30 ～ (一人15分程度)
試験会場	昭和村役場 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652番地	
合格発表	令和5年2月上旬予定 ※受験番号を昭和村役場掲示場及び昭和村公式ホームページに掲載する ほか、合格者には通知します。	

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。(1)日本の国籍を有しない者。(2)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。(3)本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。(4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

★ 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に村長が採用する者を決定します。採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は本村の給料表により支給され、その他、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

★ 受験手続き

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、昭和村役場で交付します。(この他に受験理由などを記載する用紙も交付します。)

郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒のおもてに「令和5年度採用試験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2)と、住所・氏名・電話番号を記した書面を同封してください。

(2) 申込の方法

ア 申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。申込書を郵送する場合は、84円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、そのおもてに「令和5年度採用試験申込」と朱書きし、必ず簡易書留にて送付してください。

イ 試験申込み後、受験票を受領したときは、最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票が無い場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)

ウ 昭和村役場総務課総務係(〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652番地)に提出してください。

★ 試験結果の開示

教養試験の結果は、不合格者に限り口頭で開示を請求することができます。開示内容は得点と順位、開示期間は合格者発表日から1ヵ月間、開示場所は昭和村役場 総務課総務係です。電話、郵便、電子メール等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類(マイナンバーカード、運転免許証、学生証、パスポート等)を持参し、受験者本人が来庁してください。

★ その他

- (1) 受験の際は、HBの鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 昼食は用意しませんので、持参するなどしてください。(曜日によっては飲食店が休みの場合もあります。)
- (3) 不明な点は、昭和村総務課総務係に問合せってください。郵便の場合は、84円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。

福島県昭和村総務課総務係

〒968-0103 福島県大沼郡昭和村大字下中津川字中島652番地 電話0241-57-2111